



平成29年 4月25日 (火) 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技術検査課	建設業企画監	島田 信行	内線 3642 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2723
出納管理課	用 度 係	岩田 肇	内線 3222 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

独占禁止法違反による入札参加資格停止の措置について

1 概 要

地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、平成29年2月16日、公正取引委員会は違反行為者7社のうち6社に排除措置命令を、うち5社に併せて課徴金納付命令（以下、排除措置命令又は課徴金納付命令を「行政処分」という。）を行った。

また同日、公正取引委員会は、本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として3社を公表した。

2 対 応

この行政処分を受けた6社のうち2社が岐阜県入札参加資格者名簿に登録されているため、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第2号及び「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」別表第2第2号に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

また、課徴金減免制度適用事業者3社のうち岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている1社について、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第4第2項及び「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第4第2項に基づき、短縮した措置期間を適用する。

3 停止措置業者及び停止期間

資格停止業者	本社所在地	資格停止の期間	建設	物品
(株) 大仙	愛知県豊橋市	平成29年 4月26日 (水) から 平成29年 7月10日 (月) まで (2.5カ月)	○	○
渡辺パイプ (株)	東京都中央区	平成29年 4月26日 (水) から 平成29年 9月25日 (月) まで (5カ月)	○	—

4 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、行政処分を受け、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上5カ月以内</p>

○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、行政処分を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上5カ月以内</p>

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」
(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4

- 2 知事は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定により同条第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」
(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4

- 2 知事は、別表第2第2号又は第3号の措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定により同条第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2及び第3（第3項を除く。）並びに前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。